

プール学院大学・プール学院大学短期大学部 学生センター使用規程

(目 的)

第1条 この規程は、プール学院大学・プール学院大学短期大学部学生センター（以下「学生センター」という。）の使用について必要な事項を定める。

(学生センター)

第2条 この規程で学生センターとは、次の各号に掲げるものをいう。

1. 学生ラウンジ・デッキ
2. キャンパスショップ
3. 厨房・事務室
4. 学生会室
5. 大学祭実行委員会室
6. 会議室
7. 音楽練習室
8. 印刷室
9. 暗室
10. クラブ室

(管理責任者)

第3条 学生センターの管理責任者は学長とする。

(用 途)

第4条 学生センターは、次の各号に掲げる目的に使用することができる。

1. 本学の学生の課外活動ならびに福利厚生活動
2. 本学の教職員の福利厚生活動
3. 本学の授業、研究活動及び行事
4. その他、委員会が適当と認めたもの

(管理の委任)

- 第5条 第2条に定めるもののうち、第2号については運営委託業者が管理する。
- 2 第2条に定めるもののうち、第4号、第7号については学生会が管理する。
 - 3 第2条に定めるもののうち、第5号については大学祭実行委員会が管理する。
 - 4 第2条に定めるもののうち、第10号の管理については別に定める。

(使用休止日)

第6条 学生センターの使用休止日は次のとおりとする。

1. 日曜日
 2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 3. 学院創立記念日
 4. 夏季休業日（8月13日から8月15日まで）
 5. 冬季休業日（12月28日から1月4日まで）
 6. キリスト降誕日
- 2 前項1号から3号までの休日で、委員会が特に必要と認める場合は、所定の手続きを経て使用することが出来る。

(使用時間)

第7条 学生センターの使用時間は、原則として8時50分から21時までとする。

2 前項の時間以外に使用しようとする場合は、事前に届け出て許可を受けなければならない。

(施設の使用)

第8条 第2条に定めるもののうち、第6号の使用を希望する者は、事前に学生課にある施設使用表に記入し、学生課の許可を受けるものとする。

2 第2条に定めるもののうち、第8号の使用を希望する者は、前に学生課にある使用表に記入し、学生課の許可を受けるものとする。

(目的外使用および転貸の禁止)

第9条 学生センターの利用者は、許可を受けた目的以外に使用し、または許可を受けた者以外の者に全部もしくは一部を転貸してはならない。

(損害賠償等)

第10条 故意又は過失により学生センター又は備品を汚損、損傷又は滅失させた者は、直ちにその状況を届出るとともに原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

2 学生センターの利用者は、別に定める使用上の注意を遵守しなければならない。

(使用許可の取り消し)

第11条 大学は、利用者が本規程および遵守義務に違反した時は、当該使用の許可を取り消し、また以降の使用を制限することが出来る。

2 大学は、前項の場合に利用者が受けた損害について補償の責を負わない。

(使用条件の変更または取り消し)

第12条 大学において緊急の必要が生じた時は、使用条件を変更し、または使用の許可を取り消すことができる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学長が行うものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学生センターの運営等に関して必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は2001年(平成13年)4月1日から施行する。

この規程は2015年(平成27年)4月1日から改正施行する。